

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局
建築課において閲覧できます。

平成二十六年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年四月二十四日奈良県指令建第九四―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年七月十四日建第八二六〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年七月十四日建第四九八一号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市下田東一丁目四八五番一及び四八五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂七丁目一一番地の六
株式会社大和ハウジング 代表取締役 山中伸晃

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市下田東一丁目四八五番四
下水道 香芝市下田東一丁目四八五番四の一部